

協議第 5 号

平成 1 5 年 8 月 2 0 日 確認

合併の期日について

合併の期日について別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 4 月 9 日 提出

平成 1 5 年 6 月 1 3 日 提出

平成 1 5 年 8 月 2 0 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	2.合併の期日	調整の内容(案)	平成17年1月を目標とする。
関係項目			

合併の期日についての留意事項	先進地事例 (予定を含む)						備考
1.合併特例法は、昭和40年に10年間の時限立法として制定され、その後10年ごとに延長、改正を経て現在に至っています。平成7年には、期限を平成17年3月31日まで延長するとともに、目的を「自主的な市町村合併の推進」と変更し、併せて、合併後のまちづくりをより一層計画的に進めることができるように、行政上・財政上の支援措置が拡充・強化されています。さらに、平成12年7月には合併特例法が改正され、期限の延長することなく、市町村合併を推進するための新たな措置や既存の措置の拡充が図られています。	平成3年4月1日以降の先進地事例						
	期日	曜日	都道府県名	新市町村名	関係市町村名	合併方式	
2.市町村が合併するには、関係市町村の各議会における議決、県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併の決定、総務大臣への届出(都道府県知事より)、総務大臣による官報への告示など様々な手続きが定められており、相当の日数を要することになることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要があります。	平成3年4月1日	月	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設	
	平成3年5月1日	水	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入	
3.住民サービスや各種事務執行などにできる限り支障の少ない時期を想定して定めることが望ましい。	平成4年3月3日	火	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入	
	平成4年4月1日	水	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入	
4.先進地の事例を見る限り、必ずしも特定の期日に限られるものではなく、各市町村のそれぞれの事情により期日が定められています。	平成5年7月1日	木	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入	
	平成6年11月1日	火	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設	
5.事務の切り替えが必要な部分があるため、週の途中では前日の業務後行わなければならないため、出来れば月曜日が望ましい。	平成7年9月1日	金	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	編入	
	平成7年9月1日	金	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町	新設	
6.新設合併の場合は、合併後50日以内に新市長選挙を行わなければならない。	平成11年4月1日	木	兵庫県	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町 今田町	新設	
	平成13年1月1日	月	新潟県	新潟市	新潟市、黒埼町	編入	
7.地方自治法第211条の規定により、当初予算案を議会に20日前までに提出しなければならない(3月12日まで)	平成13年1月21日	日	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設	
	平成13年4月1日	日	茨城県	潮来市	潮来町、牛堀町	編入	
7.地方自治法第211条の規定により、当初予算案を議会に20日前までに提出しなければならない(3月12日まで)	平成13年5月1日	火	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設	
	平成13年11月15日	木	岩手県	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入	
7.地方自治法第211条の規定により、当初予算案を議会に20日前までに提出しなければならない(3月12日まで)	平成14年4月1日	月	香川県	さぬき市	津田町、大川町、志度町 寒川町、長尾町	新設	
	平成14年4月1日	月	沖縄県	久米島町	仲里村、具志川村	新設	
7.地方自治法第211条の規定により、当初予算案を議会に20日前までに提出しなければならない(3月12日まで)	平成14年11月1日	金	茨城県	つくば市	つくば市、荃崎町	編入	
	平成15年2月3日	月	広島県	福山市	福山市、内海町、新市町	編入	
7.地方自治法第211条の規定により、当初予算案を議会に20日前までに提出しなければならない(3月12日まで)	平成15年3月1日	土	山梨県	南部町	南部町、富沢町	新設	
	平成15年3月1日	土	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	編入	
7.地方自治法第211条の規定により、当初予算案を議会に20日前までに提出しなければならない(3月12日まで)	平成15年4月1日	火	香川県	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	新設	
	平成15年4月1日	火	熊本県	あさぎ町	上村、免田町、岡原村 須恵村、深田村	新設	
7.地方自治法第211条の規定により、当初予算案を議会に20日前までに提出しなければならない(3月12日まで)	平成15年4月1日	火	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設	
	平成15年4月1日	火	宮城県	加美町	中新田町、小野田町、宮崎町	新設	
7.地方自治法第211条の規定により、当初予算案を議会に20日前までに提出しなければならない(3月12日まで)	平成15年4月1日	火	群馬県	神流町	万場町、中里村	新設	
	平成15年4月1日	火	山梨県	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村 若草町、櫛形町、甲西町	新設	
7.地方自治法第211条の規定により、当初予算案を議会に20日前までに提出しなければならない(3月12日まで)	平成15年4月1日	火	岐阜県	山県市	高富町、伊自良村、美山町	新設	
	平成15年4月1日	火	広島県	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町	新設	
7.地方自治法第211条の規定により、当初予算案を議会に20日前までに提出しなければならない(3月12日まで)	平成15年4月1日	火	広島県	呉市	呉市、下蒲刈町	編入	
	平成15年4月1日	火	愛媛県	新居浜市	新居浜市、別子山村	編入	
7.地方自治法第211条の規定により、当初予算案を議会に20日前までに提出しなければならない(3月12日まで)	平成15年4月1日	火	福岡県	宗像市	宗像市、玄海町	新設	